学校生活について（中学部・高等部）

下呂特別支援学校
生活支援部

下呂特別支援学校では、みなさんに自律的な生活を送ってほしいと願っています。学校に通学する全ての生徒が、安心・安全な学校生活を送ることができるように、次の内容を遵守して、快適な学校生活にしましょう。

1　生活について

（1）標準服を着用する場合は、学校所定のものを正しく着用すること。
（2）登校後、学校指定の体操服の着用を原則とする。
（3）必要以外の現金や貴重品は学校に持ってこない。自分の趣味に関するもの（ギター、ＣＤ、ＤＶＤ等）を持ってきた場合は、校内使用に関するきまりを守ること。
（4）携帯電話やスマートフォン等は必要に応じて持つことを認める。ただし、校内使用に関する決まりを守ること。
また、携帯電話やスマートフォンの利用については、必ずフィルタリングをかけルールやマナーを守って使用すること。保護者名義で契約しておくと緊急時の際、ＧＰＳ機能や発着信履歴の照会ができ早期に問題が解決できる場合がある。
ＳＮＳ等を利用する際は、プライバシーを尊重し、他人の個人情報を流布しないこと。
（5）金品の貸し借りはしない。
（6）挨拶の励行（登下校時、授業の始めと終わり、職員室や特別教室入退室時、外部の方が来校された時など）。
（7）いじめや個人情報の漏えい等基本的人権を脅かすような行動はしない。（学校は、重大な問題行動があった場合、下呂警察署等関係機関と連携し問題に当たる。）

2　通学について

（1）通学は、標準服での登校を原則とする。
（2）通学方法や住居地に変更があった場合は、すみやかに担任に報告する。
（3）自転車通学を希望する場合は、学校と相談する。
（4）スクールバス利用生徒は、所定の場所に所定の時刻の５分前までに来ること。遅れる場合は、保護者の責任で登校する。また、欠席・遅刻等で利用しない時は、発車時刻までにスクールバスに連絡し、その後学校に連絡すること。前もって欠席・遅刻等が分かっている時は、担任へ連絡すること。

3　その他（高等部）

（1）アルバイト・ボランティア活動については、良い社会体験の場として、届け出制で長期休業中のみ認める（新聞配達については、長期休業中以外も認める）。日数については、休業日数の半分以下が望ましい。ただし、規律正しい学校生活が送られている生徒に限る。アルバイトは、進路との関係もあるので前もって相談すること。（１７時以降や宿泊、危険を伴う業務、風俗営業は禁止する。）届け出用紙は、長期休業開始１週間前までに提出すること。
（2）無断外泊禁止。未成年者のみで夜１０時以降の外出禁止。
（3）自動車運転免許取得に関しては、飛騨地区申し合わせ事項に従う。
＊四ない運動：免許を取らない　車に乗らない　車を買わない　車に乗せてもらわない
（4）有権者となった者が選挙活動を行う場合、公職選挙法違反にならないように注意すること。

4　「学校生活について」の改正又は廃止の手続きについて

（1）生徒は、校長に対して、「学校生活について」の改正又は廃止を求めることができる。
（2）校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は「学校生活について」の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
（3）校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえて、「学校生活について」の改正又は廃止について決定するものとする。
（4）前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする。